

問い合わせ先

海上保安庁警備救難部刑事課

刑事企画指導官 黒石

TEL 03-3591-6361(内線 5402)

03-3591-7946(夜間直通)

平成19年2月16日

海上保安庁

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第29条に基づく
平成18年における傍受に関する国会報告について

平成18年中の通信傍受の実施状況等について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第29条の規定に基づき、本日、政府として国会報告をしたところです。

その内容は別表一及び別表二のとおりです。

なお、海上保安庁では、平成18年中に、傍受令状を請求し、傍受令状の発付を受け、又は傍受の実施をしたことはなく、傍受が行われた事件に関して逮捕した者はありません。

（注）政府は、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」第29条に基づき、毎年、次に掲げる事項を国会に報告するとともに、公表することとされています。

- ・ 傍受令状の請求及び発付の件数
- ・ その請求及び発付に係る罪名
- ・ 傍受の対象とした通信手段の種類
- ・ 傍受の実施をした期間
- ・ 傍受の実施をしている間における通話の回数
- ・ 令状記載通信等が行われたものの数
- ・ 傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数

別表一

番号	傍		受		令	状	通信手段の種類	実	施		期		逮捕人員数
	請求	発付	罪名（罰条）						回数	第一号	第二号		
一	一件	一件	覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【営利目的の覚せい剤譲渡】	携帯電話	十九日	二回	九回	なし	四人				
二	三件	三件	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】	携帯電話	二十九日間	千七百一十回	百一十三回	なし	七人				
三	一件	一件	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】	携帯電話	七日間	二百四十回	八十回	なし	二人				

五			四			番号	
三件			三件			請求	
三件			三件			発付	
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】			麻薬特例法違反（同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤の譲渡】			罪名（罰条）	
携帯電話			携帯電話			通信手段の種類	
日間 二六	日間 二九	日間 二七	日間 一	日間 二	日間 十	実	
回 五八	回 四五千	回 十七九	なし	回 二	回 三三二	回数	
回 百	回 一四	回 七三	なし	なし	回 五十	第二号	第二十一条第二項
なし	なし	なし	なし	なし	なし	第三号	間
五人			四人			逮捕人員数	
三件			三件			傍	
三件			三件			受	
三件			三件			令	
三件			三件			状	

七	六				番号		
一件	四件				請求	傍	
一件	四件				発付		
<p>麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】</p>	<p>麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】</p>				罪名（罰条）	受令状	
携帯電話	携帯電話				の通信手段の種類		
七日間	九日間	九日間	十日間	間三十日	実		
四三四 回十百	回十三 二百	回十百 七五	十百 回三	一六二 回十百	回数	施	
四二 回十	一三 回十	九五 回十	回十四	七二 回十	第一号	期	
なし	なし	なし	なし	なし	第二号	間	
三人	なし				数	逮捕人員	

九	八	番号	
		請求	傍
一件	四件	四件	傍
一件	四件	四件	傍
<p>麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、第四十一条第二項、同第一項、大麻取締法第二十四条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡等】</p>		<p>麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】</p>	
<p>携帯電話</p>		<p>携帯電話</p>	
<p>八日間</p>		<p>七日間</p>	
<p>四四回</p>		<p>回三六 回十百</p>	
<p>なし</p>		<p>三五 回十</p>	
<p>なし</p>		<p>なし</p>	
<p>なし</p>		<p>二人</p>	
		通信手段の種類	
		実	
		回数	
		第一号	
		第二号	
		第二十一条第二項	
		逮捕人員数	

(注)

「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

別表二
(平成十七年)

三	番号		受令状	新たに逮捕した人員数
	請求	発付		
一件 <small>(報告済み)</small>	一件 <small>(報告済み)</small>	麻薬特例法違反(同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) 【業として行う覚せい剤等の譲受】	二人	

(注一) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為

等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

(注二) 「新たに逮捕した人員数」とは、平成十七年中に傍受を実施した事件に関連して、

平成十八年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注三) 平成十四年中、平成十五年中及び平成十六年中に傍受を実施した事件に関連した

平成十八年中の新たな逮捕者はなかった。